平成25年度入札制度の見直しについて(水道局)

●対象工事…水道局が発注する電気、電気計装、機械設備工事 (建築電気設備工事、建築機械設備工事を除く)

1 低入札価格調査制度の調査基準価格の算定方式の見直し

国の見直しに準拠し、調査基準価格の算定方式について見直しを行い、これら価格の引上げを図ります。

- (現行) 直接工事費(95%)+共通仮設費(90%)+現場管理費(80%)+一般管理費等(30%)+機器費(85%)+設計技術費(70%)+据付間接費(70%)
- (**改正**) 直接工事費(95%)+共通仮設費(90%)+現場管理費(80%)+**一般管理費等(55%)** +機**器費(87.5%)** +設計技術費(70%) +据付間接費(70%)
 - **※**ただし、その割合が 10 分の 9 を超える場合にあっては 10 分の 9 と、10 分の 7 に満たない場合にあっては 10 分の 7 とする。

特別なものについては、上記の算定方式にかかわらず10分の7から10分の9までの範囲内で適宜の割合とする。

2 最低制限価格の算定方式の見直し

国の見直しに準拠し、最低制限価格の算定方式について見直しを行い、これら価格の引上げを図ります。

- (現行) 直接工事費(95%)+共通仮設費(90%)+現場管理費(80%)+一般管理費等(30%)+機器費(85%)+設計技術費(70%)+据付間接費(70%)
- (**改正**) 直接工事費(95%)+共通仮設費(90%)+現場管理費(80%)+**一般管理費等(55%)** +**機器費(87.5%)** +設計技術費(70%) +据付間接費(70%)

※解体工事に適用する最低制限価格の算定方式は下記のとおりですので、ご注意ください。

直接工事費(75%)+共通仮設費(70%)+現場管理費(70%)+一般管理費等(30%)

※ただし、その割合が 10 分の 9 を超える場合にあっては 10 分の 9 と、10 分の 7 に満たない場合にあっては 10 分の 7 とする。

特別なものについては、上記の算定方式にかかわらず 10 分の 7 から 10 分の 9 までの範囲内で適宜の割合とする。

3 適用期日

平成25年10月1日以降公告の入札から適用とする。

- ※「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」、「一般管理費等」、「機器費」、「設計技術費」及び「据付間接費」の用語の定義については、原則として、それぞれ次の要領等の例によるものとする。
 - ○北海道建設部の下水道請負工事工事費積算要領(電気設備編)並びに同積算基準
 - ○北海道建設部の下水道請負工事工事費積算要領(機械設備編)並びに同積算基準 *なお、「一般管理費等」には、『保証経費』を含みます。

問合せ先

小樽市水道局総務課 電話 0134-32-4111 内線 554 (直通) 0134 - 32 - 1171 〒047-0024 小樽市花園 2 丁目 11 番 15 号 FAX 0134-27-0695